

身体・知的障害者就労支援部会 実績報告

(令和2年12月末現在)

1 開催回数

- 就労支援部会 2回 精神障害者就労支援部会との合同開催
(開催日:令和2年7月31日書面開催、令和3年1月26日)
- 一般就労分科会 2回 (開催日:令和2年6月23日、12月4日)
- 福祉就労分科会 2回 (開催日:令和2年7月9日、11月24日)

2 部会員の構成

区職員8人 障害者施設関係者21人

6頁「身体・知的障害者就労支援部 会員名簿」のとおり

3 実施内容

(1) 第1回 (令和2年7月31日書面開催)

- ア 就労継続支援における支給決定期間満了に伴う支給決定期間更新件数の報告 (身体・知的障害及び精神障害)
- イ 特別支援学校における就労アセスメントの実施について
- ウ 令和元年度 葛飾区障害者就労支援センター事業報告
- エ 令和2年度 葛飾区障害者就労支援センター事業計画
- オ 令和2年度第1回一般就労・福祉就労分科会の開催報告 (別紙のとおり)

(2) 第2回 (令和3年1月26日開催予定)

- ア 就労継続支援における支給決定満了に伴う、支給決定期間更新件数の報告
- イ 令和2年度第2回一般就労分科会・福祉就労分科会の報告 (別紙のとおり)
- ウ 工賃向上推進事業実績報告
- エ 工賃向上推進事業における補助金対象施設の変更について
- オ 令和3年度の開催について

4 課題

- オンラインを活用した就職活動や定着支援方法の拡大
- 共同受注体制の構築
- 自主生産品販売促進アドバイザー事業の構築

5 今後の取り組み

- コロナ禍における就労支援の在り方
- 共同受注体制の推進
- 自主生産品販売促進アドバイザー事業の推進

身体・知的障害者就労支援部会 分科会 開催報告

1 第1回一般就労分科会

(1) 開催日

令和2年6月23日(火)

(2) 出席人数

計14名(計13機関) 就労継続支援、就労移行、地域活動支援センター
特別支援学校、ハローワーク 等

(3) 内 容

ア 令和2年度 就労支援協議会報告

新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催とした。

(ア) 令和元年度事業報告

- ・新規登録者：前年度と比較して減少傾向。
- ・登録者の傾向：知的障害者が約5割、精神障害者が前年度と比較して増加傾向。
- ・新規就職者：平成30年度と比較して減少。精神障害者の仕事選びが慎重になっていること、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動が十分に行えなかったことが減少の一因と考えられる。
- ・就職定着率：平成30年度と比較して減少。
- ・離職率：平成30年度と比較して増加。ステップアップや就労時間増のための離職、職場環境や業務内容が合わない、人間関係がうまくいかないなど、退職理由は様々である。

(イ) 令和2年度事業計画

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、今年度の書字、パソコン講座の開催はなし。

イ 新型コロナウイルス感染症に係る障害者就労支援センターの対応について

- ・3～5月の水曜日夜間開庁の中止。6月から入室時における約束事を設定し再開。
- ・かつしか障害者雇用フェア：規模を縮小して開催する。
- ・就労者のつどい：時期の変更、規模を縮小して開催する。
- ・区役所合同販売会：6月の開催を中止。今後は密集対策として各回2日ずつに分散し、出店施設を8施設ずつに減らして開催する。

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る企業の対応について

- ・ほとんどの企業で自宅待機や時短勤務等を設け、内6割ほどの企業が給与全額支給で対応。
- ・自宅待機であっても勤務中であることを認識させるため、課題を与える。
- ・スーパーマーケットは通常勤務で、手当として一時金を支給。

- ・離職や採用見送り、勤務時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症の影響が障害者雇用においても発生している。センターでは、登録者の不安に寄り添い、新型コロナウイルス感染症の影響により給与の減額や勤務時間短縮等の提案があっても、即離職しないよう助言している。

エ 施設自己紹介・連絡事項

- ・新型コロナウイルス感染症に係る施設での対応や就職活動について

オ 事務連絡

- ・短時間雇用特例給付金のご案内

2 第2回一般就労分科会

(1) 開催日

令和2年12月4日(金)

(2) 出席人数

22名(18機関) 就労継続支援、就労移行、特別支援学校
地域活動支援センター、ハローワーク 等

(3) 内 容

ア 特別支援学校における就労アセスメントの実施方法の変更について

イ ハローワーク墨田より職場実習にかかる職業紹介について連絡

ウ WEB面接の実際(講義)

株式会社ウェルネスフロンティア 経営管理本部人事部 小島 奈々 氏

【内容】

コロナ禍で、採用面接にオンラインを取り入れる企業が増えてきている。求職者、支援者ともに新しい求職活動に慣れていくため、すでにWEB面接を取り入れている企業の人事担当者に来ていただき、ロールプレイングを交えながらご講義いただいた。

3 第1回福祉就労分科会

(1) 開催日

令和2年7月9日(木)

(2) 出席人数

計27名(計26機関) 就労継続支援、就労移行、特別支援学校 等

(3) 内 容

ア 令和2年度 就労支援協議会報告

第1回一般就労分科会と同じ

イ 新型コロナウイルス感染症に係る障害者就労支援センターの対応について

第1回一般就労分科会と同じ

- ウ 特別支援学校における就労アセスメントの実施について
 - ・葛飾区としては来年度以降、企業で実習した生徒のアセスメントを取りやめ、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所で実習を行った生徒のみ就労アセスメントを行うよう検討している。
- エ 施設紹介・連絡事項
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る施設での対応や就職活動について
- オ 令和2年度 施設の工賃向上に関するアンケートについて
- カ 書籍フィルムコート作業について

4 第2回福祉就労分科会

(1) 開催日

令和2年11月24日(火)

(2) 出席人数

17名(15機関) 就労継続支援・就労移行・特別支援学校 等

(3) 内 容

ア 特別支援学校における就労アセスメントの実施方法の変更について

イ 令和2年度施設の工賃向上に関するアンケート集計結果について

共同受注ネットワークの構築に向けて、区内施設の現状を把握するためアンケート調査を実施し、結果を報告した。

ウ PIPPOが伝えたい！魅力的な自主生産品の作り方

NPO法人 PIPPO 代表 森井 優希 氏

【内容】

広告宣伝のための魅力的なチラシを作るポイントや配付方法等の解説をして頂いた。また、実際にチラシや配付スケジュールを作成するワーク作業も行った。

令和2年度 葛飾区身体・知的障害者就労支援部会 会員名簿

No.	所属機関等	役職等
1	葛飾区福祉部障害福祉課長	会長
2	葛飾区福祉部障害援護担当課長事務取扱福祉部長	副会長
3	社会福祉法人 武蔵野会 きね川福祉作業所施設長	知的障害者通所施設 代表者
4	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 高砂福祉館館長	知的障害者通所施設 代表者
5	社会福祉法人 原町成年寮 シャイン所長	知的障害者通所施設 代表者
6	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会 葛飾しょうぶ園施設長	知的障害者通所施設 代表者
7	社会福祉法人 かがやけ福祉会 かがやけ第2共同作業所所長	知的障害者通所施設 代表者
8	社会福祉法人 東京コロニー 東京都葛飾福祉工場 立石工場 支援部次長	知的障害者通所施設 代表者
9	社会福祉法人 章佑会 やすらぎリバーシティ所長	知的障害者通所施設 代表者
10	特定非営利活動法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア サービス管理責任者	知的障害者通所施設 代表者
11	特定非営利活動法人 嬉泉会 きせん事業所所長	知的障害者通所施設 代表者
12	NPO法人 未来空間ぼむぼむ ぼむの樹 管理者	身体・知的障害者通所施設 代表者
13	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ サービス管理責任者	身体・知的障害者通所施設 代表者 ※
14	特定非営利活動法人 めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿 サービス管理責任者	身体・知的障害者通所施設 代表者
15	かがやき株式会社 かがやき夢工場 職業指導員	身体障害者通所施設 代表者
16	株式会社 ビジネスパートナーズ 就労支援事業所あさひ 管理者	身体・知的障害者通所施設 代表者
17	一般社団法人 テイクハート テイクハート青戸 管理者	身体・知的障害者通所施設 代表者 ※
18	株式会社 静文堂 花だより リアン 施設長	知的障害者通所施設 代表者
19	株式会社 おもつな ドンと来い亀有 施設長	知的障害者通所施設 代表者
20	UpDraft 合同会社 アップドラフト サービス管理責任者	身体・知的障害者通所施設 代表者 ※

No.	所属機関等	役職等
21	合同会社 1st-planning ファーストプランニング 事業所長	身体・知的障害者通所施設 代表者 ※
22	フューチャーダイアリー株式会社 叶夢 管理者	身体・知的障害者通所施設 代表者
23	株式会社コロールポート コロールポート新小岩駅前Office 管理者	身体・知的障害者通所施設 代表者
24	葛飾区福祉部障害福祉課 審査係長	
25	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係長	
26	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係主査	
27	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係主査	
28	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係長	
29	葛飾区福祉部障害福祉課 相談係長	
	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係	事務局
	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係主査	事務局
	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係	事務局

○ 今年度より加入

※ 精神障害者就労支援部会会員

身体・知的障害者就労支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者就労支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援の実施に関すること。
- (2) 個別の事例の就労支援に関すること。
- (3) その他就労支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課就労支援係及び援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月6日から施行する。

(身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領の廃止)

2 身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領（平成19年8月3日付19葛福障第363号福祉部長決裁）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
// 障害援護担当課長	副部会長
// 障害福祉課審査係長	
// 障害福祉課援護係長	
// 障害福祉課援護係主査	
// 障害福祉課就労支援係長	
// 障害福祉課相談係長	
区内通所施設代表者（各法人から1名）	